



東京都北区地域広帯域移動無線アクセスシステムの整備
及び公共サービスに関する協定

北区（以下「甲」という。）とJASPAS株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北区における地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）の整備について、甲と乙との連携に必要な事項を定め、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、本協定に基づき乙が行う地域BWAシステムの整備に賛同する。

2 乙は、区民等の安全・安心及び区民生活にかかる利便性の向上並びに地域の公共の福祉に資するよう、災害時及び平常時の情報通信基盤となる地域BWAシステムを整備する。

3 乙は、地域BWAシステムの整備及び運営に関する一切の責任を負い、甲に対して費用負担を求めないものとし、地域BWAシステムの整備及び運営に当たり、甲又は区民等に損害を生じさせた場合には、自らの責任にて当該損害を賠償するものとする。

4 乙は、地域BWAシステムの整備及び運営について、甲へ進捗状況等を報告するなどの連携を図る。

5 乙は、区民等に対し、地域BWAシステムを活用した有償のインターネットサービス（以下「サービス」という。）の提供を行うものとする。この場合において、乙は、甲乙協議の上定めた日から地域BWAシステムの無線局免許の有効期間満了までサービスを提供するものとする。

6 乙は、地域住民向けインターネット回線の一層の普及・活用及び電波の有効利用並びに事業基盤の安定的な運営を図るため、他の電気通信事業者に対し、地域BWAシステムによるサービスを提供する。

7 乙は、北区内における公共の福祉の増進に寄与するよう、地域BWAシステムを活用した事業を計画し、甲に提案するものとする。

- 8 甲は、前項の規定により提案された事業について、乙と協議の上、内容の詳細、費用等について「東京都北区地域広帯域移動無線アクセスシステムによる公共サービスに関する確認書」に定めるものとする。
- 9 甲は、地域BWAシステムの整備について、可能な限り乙への協力に努め、地域BWAシステムの周知、広報活動等の協力を行うものとする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、地域BWAシステム無線局免許の取得日から5年間とする。

2 前項の期間は、期間が満了する日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、本協定延長については、前項の地域BWAシステム無線局免許の再免許取得を条件とし、第2条第7項及び第8項に関する実施状況等を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地域BWAシステム無線局免許の失効により本協定は終了するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月10日

甲 東京都北区王子木町一丁目15番22号
東京都北区

代表者区長 花川 與 惣 太



乙 東京都目黒区自由が丘二丁目10番22号
J A S P A S 株式会社

代表取締役 渡 邊 靖 和

